

船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見申出の概要

平成20年1月9日

鳥取県人事委員会

勧告（船舶乗組員に対する海事職給料表の導入等について）の概要

1 勧告の概要

①船員に対して海事職給料表を導入すること（海事職給料表の新設）

※現在は行政職給料表が適用されている

②航海手当（特殊勤務手当）の支給については、夜間及び警報注意報の発令時に限ること

※現在は昼間の航海についても支給している（船員という勤務の特殊性を考慮）

2 実施時期

平成20年4月1日から実施すること

意見申出（旅行手当廃止のための職員の旅費等に関する条例の改正）の概要

1 意見申出の概要

外国旅行のうち水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行で、公海上の航海、漁労等を行う場合に支給されてきた旅行手当を廃止すること

2 実施時期

平成20年4月1日から実施すること